

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和6年度第1回美里町情報公開・個人情報保護審査会
- 2 開催日時 令和6年6月18日（火）午後1時30分から午後2時まで
- 3 開催場所 美里町役場東庁舎2階大会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 佐々木豊会長、佐藤吉則委員、鈴木絢子委員
 - （2）事務局 総務課 佐野課長、高橋係長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）会長及び職務代理者の選出について 公開
 - （2）美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について
- 9 会議の概要
 - （1）会長及び職務代理者の選出について
会長は佐々木委員、職務代理者は佐藤委員とする。
 - （2）美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について
美里町の情報公開制度及び個人情報の取扱いに係る経過、美里町情報公開・個人情報保護審査会の所管事項及び近年の開示請求等の実績について資料に基づき説明した。

【発言内容の記録】

○佐野課長

それでは、皆様お揃いですので、はじめさせていただきますと思います。

開会に先立ちまして、委員に就任いただきました委員皆様に委嘱状を交付いたします。お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場に御起立をお願い申し上げます。

(副町長から委嘱状を交付)

○佐野課長

それでは、美里町情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。

最初に須田副町長から御挨拶を申し上げます。

○須田副町長

皆様、改めましてこんにちは。副町長の須田政好でございます。今日はあいにく町長が別の公務と重なりましたので、大変恐縮ではございますが、町長に代わりまして私から委嘱状を交付させていただきます、一言御挨拶をさせていただきますこととお許しいただきたいとそのように存じます。

まずもって委員の皆様におかれましては、公私共々御多忙の中、美里町情報公開・個人情報保護審査会の委員を快くお引き受けいただきましたことに、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

地方自治制度の中で、情報公開は正に民主主義の大前提というところでありまして、方や一方では、個人情報の保護は基本的人権の尊重の大前提というところで、この2つに基づく判断と言いますか、それが本委員会の大きな使命の1つかなと、そのように考えてございます。地方自治の民主主義とそれから基本的人権の尊重、この重要な2つを担っていただく、それに関わる審査をお願いする、町としましても大変重要な、大切な機関であると、そのように考えているところでございます。

これから様々な情報公開の申請案件について御協議いただきますが、委員皆様それぞれの識見と知見を十分に生かしていただきながら、慎重なる協議とそして審査をよろしくお願いしたいと、そのように考えているところでございます。

簡単ではございますが、本日の委嘱状の交付とそして今年度第1回目の会議に当たりまして、町からの皆様へのお願いを兼ねて御挨拶とさせていただきます。任期2年間、どうぞよろしく申し上げます。

○佐野課長

それでは、副町長につきまして、別の公務が入っておりますので、ここで退席いたします。

○須田副町長

よろしく申し上げます。

(副町長退席)

○佐野課長

それでは、改めましてこんにちは。

各議事に入る前に、皆様、初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので、簡単でよろしいので、自己紹介をお願いできますでしょうか。

最初に佐々木さん、申し上げます。

○佐々木委員

佐々木豊と申します。現在駅前、藤ヶ崎の区長をやっております。どうぞよろしくお願
いいたします。

○佐野課長

ありがとうございました。佐藤吉則さん、お願いいたします。

○佐藤委員

佐藤吉則と申します。町の職員を退職して5年目になります。現在は、農業を行って
おります。よろしく申し上げます。

○佐野課長

鈴木先生、申し上げます。

○鈴木委員

鈴木絢子です。駅前であじさい法律事務所をやっている弁護士です。よろしくお願
いします。

○佐野課長

続いて、事務局の職員を紹介させていただきます。

私、総務課長の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

あと、担当となります、総務課文書法令係長の高橋でございます。

○高橋係長

高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐野課長

それでは、次第にのりって進めさせていただきます。

次第の3番目、議事でございますが、最初に会長の選出を行う必要がございます。選出までの間、私が仮議長を務めさせていただきますして、会議を進行して参ります。

なお、審査請求に係る審査会の会議につきましては、非公開となりますが、それ以外の案件については、情報公開条例で規定する附属機関の会議の公開の原則に立ち返り、公開することとなります。本日の会議では審査請求の案件を扱いませんので、会議は公開することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

議事の1番目、会長及び職務代理者の選出です。会長の選出については、美里町情報公開・個人情報保護審査会条例第5条に規定されており、第1項には、互選により会長を選出することが規定されております。また、会長は、会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。

ここでお諮りいたします。互選とありますが、どのような方法で選出いたしたらよろしいでしょうか。

自薦、他薦はございませんでしょうか。（「はい」の声あり）はい、どうぞ。

○佐々木委員

先ほどの自己紹介でも役場の地元の自治体に長年勤務されていたということで、自治体の事情あるいは情報公開等についても十分熟知されていると思いますので、佐藤吉則さんを会長ということでお願いできたら、よろしいでしょうか。

○佐野課長

はい。ただいま、佐々木委員のほうから佐藤委員とのことですけれども、ほかに御意見等ございますでしょうか。

○佐藤委員

ちょっとそういう業務のほうから大分離れておりまして、自治体の関係も忘れがちなので、できれば佐々木さんのほうに……。

○佐野課長

鈴木委員から何か御意見ございますか。

○鈴木委員

私も佐々木さんにやっていただきたいなど。

○佐野課長

佐々木委員にということだったんですけれども。佐々木委員に会長をお願いするという
ことで……。

○佐々木委員

はい、わかりました。

○佐野課長

ありがとうございます。

佐々木委員に会長就任をお願いすることといたしたいと思います。

それでは、会長が選出されたことから、私の議長はここまでとさせていただきます。こ
の後の議事につきまして、佐々木会長、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木会長

それでは、改めまして、こんにちは。ただいま、会長に選出されました佐々木でござい
ます。会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。皆様から
忌憚のない御意見をいただきながら、より良い調査審議を行いたいと思いますので、御協
力を願いいいたします。

それでは、始めに会長の職務代理者ですが、会長が指名するということでしたので、佐
藤委員に職務代理ということで、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事を進めて参りますが、ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出いた
します。

会議録署名委員については、佐藤委員と鈴木委員にお願いします。会議録書記につい
ては、事務局職員ということでお願いします。

それでは議事の2番目でございます。

「美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について」事務局から御説明をお願いいた
します。

○高橋係長

それでは、私から美里町の情報公開及び個人情報保護の現況について御説明申し上げま
す。恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

今日お配りしている資料3点でございますけれども、左上に資料1と記載したものを御覧
ください。

1、美里町の情報公開及び個人情報保護についての（1）情報公開についてでございます。本町におきましては、平成24年9月に情報公開条例を制定し、この条例の規定に基づき行政文書の開示請求事務、附属機関の会議の公開等を行っているところでございます。条例に規定される内容につきましては、多くの自治体における情報公開に関する条例と同様のものとなっており、本町に特有の規定というものは特段ないといった状況でございます。

続いて（2）個人情報保護についてでございます。美里町では、平成24年9月に美里町個人情報保護条例を制定しまして、この条例に基づき町の機関において個人情報を取り扱ってまいりました。

令和5年4月からは、個人情報の保護に関する法律の改正法が施行され、法の適用対象に新たに町の機関が加わったことから、同4月以降につきましては個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱っておるという状況でございます。

令和4年までは、町の条例に基づき個人情報保護事務を取り扱ってまいりましたが、令和5年以降につきましては法律の規定に基づいて全国一律の内容で個人情報の取扱いを行っているというものでございます。

続いて、2番目です。美里町情報公開・個人情報保護審査会についてでございます。令和5年4月の個人情報保護法の改正法の施行に合わせまして、新たに美里町情報公開・個人情報審査会条例を制定しております。情報公開及び個人情報保護についての諮問事項を同一の附属機関が調査審議することとしました。従前については、情報公開に関する事項は情報公開審査会に、個人情報保護に関する事項は個人情報保護審査会にそれぞれ諮問してききましたが、令和5年4月からは、両者とも本審査会に諮問することとなったというものでございます。

資料には続いて本審査会の主な所管事項として（1）から（5）までの5つの事項を記載しております。

（1）については、個人情報の開示請求等に対する決定等について審査請求があった場合に関する調査審議となります。これについては、これまで本町においては実績がありません。

（2）個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに行われる諮問事項について調査審議をすることが所管事項となっております。これについては、昨年に行われた審査会におきまして、町の個人情報の安全管理規程を制定するに当たりまして、諮問を行い、この審査会から答申を受けているという状況でございます。そのほかには現在のところ特に想定されるものがないところですので、（1）、（2）については諮問事項が発生する可能性はおそらくないだろうと考えておるところでございます。

（3）と（4）についても、基本的に（1）、（2）と同様の内容となります。個人情報保護法の改正法によりまして、町が法の適用対象となったところではありますが、町議会

につきましては、法律の適用対象外とされました。そのため、町議会では、独自に個人情報保護についての条例を定め、現在運用しているところでございますが、議会の条例は、基本的に個人情報保護法の規定と同様の規定を設けておりますので、本審査会が調査審議する（３）、（４）の内容は（１）、（２）と同じ内容となります。

最後に（５）については、情報公開条例に基づく行政文書開示請求に対する開示決定等について、審査請求があった場合の調査審議となります。これまで旧情報公開審査会において数件の実績があります。今後、この（１）から（５）までの事項の中では、この（５）が最も想定されるというところでございます。

次に、３番目、情報公開条例及び個人情報保護法等に基づく開示請求等の実施状況についてでございます。

まず、（１）行政文書開示請求、個人情報開示請求等の件数についてですが、お配りしております、資料２、Ａ４横の資料を御覧ください。

上段に過去１０年の行政文書開示請求とその審査請求の件数を、下段に個人情報の開示請求等とその審査請求の件数を記載しております。

まず、行政文書開示請求と個人情報保護のほうの開示請求の違いについては、行政文書開示請求ではその文書に個人情報が含まれている場合、それが仮にその情報公開の請求者本人の個人情報であったとしても、それは不開示となります。この場合に、請求者本人の個人情報を含む文書を開示してほしいというときに用いられる手続が個人情報の開示請求となります。

資料上段の行政文書開示請求については、件数は記載のとおりでございますが、令和５年度は全ての実施機関の合計件数が３５件の請求となっております。件数は近年増加傾向にあるというところでございます。一方、審査請求につきましては、何年かに１度あるという程度でありまして、近年は実績がないという状況でございます。

資料下段になりますが、個人情報開示請求については、毎年１から３件程度の実績となっております。訂正請求、利用停止請求、審査請求は実績がない状況となっております。

以上が近年の情報公開や個人情報保護制度に基づく開示請求等の件数となります。

最後に資料３を御覧ください。Ａ４横ホチキスどめしている資料となります。参考に令和５年度、昨年度の情報公開請求の内容をまとめた資料を配付しております。資料の左から５番目の欄につきましては、請求者の氏名については個人情報となりますので、個人又は法人とだけ記載しております。全部で３５件ある請求の処理となっておりますけれども、うち個人からの請求が１７件、法人からの請求が１８件となっております。

ページの一番左にナンバーとありますが、１枚目下のほうナンバー１０を御覧ください。すぐ右のところに枝番の欄ですが、１０に関しては１と２がございます。これは、１件の請求に対し、一部を開示、一部を不開示というように、１つの請求に対し複数の種類の決定をすることがありまして、その場合に枝番を用いてこの資料では表記をしております。

請求内容については、記載のとおりとなっておりますが、近年の傾向といたしましては、民間企業から工事契約の設計額でしたりとか、指定管理における過去の申請書類とかについて開示請求があるなど、企業活動に用いられるものと想定されるような法人からの開示請求が増加していることが傾向としてはあります。

以上、美里町の情報公開及び個人情報保護の現況についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐々木会長

ただいま、事務局から情報公開及び個人情報保護の現況ということで説明をいただきました。

この件について、何か御質問等ございませんでしょうか。

私からいいですか。開示請求なんですけれども、個人と法人、令和5年度は17件と18件ということなんです。傾向は、だいたい個人と法人が半々ずつという傾向なんですか。

○高橋係長

傾向といたしましては、以前は個人のほうが割合としてはかなり多かったというところなんです。近年法人が増えてきて、比率としては同じくらいになっているというところで、年々徐々に法人のほうが増えてきていると、そういった傾向がございます。

○佐々木会長

法人は、入札関係のものが多くなってきているということですよ。

○高橋係長

おっしゃるとおりです。最近増えてきているのが、工事関係で積算の精度を上げるために設計額の細かいところを知りたいというふうな、そういった請求が増えてきているという状況で、昨年もあり建設課、水道事業所関係の工事契約に関する開示請求が件数としてはあったというところがございます。

○佐々木会長

設計なんかだと単価まで出すんですか。

○高橋係長

そうですね。単価まで出します。

○佐藤委員

それで、出す際にはその業者とかの確認とかはとるんでしょうか。

○高橋係長

基本的にとらないです。情報公開請求に関しては、相手が誰であろうと同じものを出すというのが原則なので、請求書とかには業者の名前とかは記載されるんですけども、裏を取るようなことはしないので、言われたとおりのものだと思って出しているというのが実情です。

○佐藤委員

その業者だけがもっている技術とか特別なものとかそういうものは特にはないんですか。

○高橋係長

例えば、入札した業者の応札調書とかそういったものであると、業者さんのある種の内部情報になったりもするので、そういったものの請求があると一部開示できないとか、業者の営業の秘密を侵すことになりかねないから開示しないとかというのがあるんですが、今回来ているケースに関しては、大半が町の設計の金額というふうになるので、そういったものは基本的に全て開示するというふうになります。業者の積算に関しては、基本的に開示できないもののほうが多いです。

○佐々木会長

そのほかに何かないでしょうか。

○鈴木委員

この不開示になったもの、部分開示になったものは特に審査請求とかは来なかったんですよね。

○高橋係長

そうです。この不開示決定、部分開示決定とかに対する審査請求は、5年度に関しては来ていないという状況です。

○鈴木委員

わかりました。

この審査会は、今後来るものがあつた場合ということになりますよね。

○高橋係長

そうですね。まず5年度の審査請求の期限が決定から3か月ということになっておりますので、基本的に5年度の開示請求が来たものに関してはもう期間が過ぎているからないということになりますので、今回参考として、こういったものが請求としてはあるということを示させていただきましたが、今鈴木委員がおっしゃったとおり、今後あるとしたらこれから来る開示請求に対する決定に対して審査請求が来る可能性があるというところになります。

○佐々木会長

そのほかよろしいでしょうか。もしなければ、議事としては以上でございます。そのほか何か、全般的なことと言っておきたいとか、確認しておきたいとかございましたら。

○佐藤委員

例えば、審査請求が来た場合の流れと言いますか、どういう段階を踏んで決定するのかという流れ的なものを教えてもらえると。

○高橋係長

まず、審査請求が来たら審査会の会長であります佐々木会長から皆さんに通知を事務局を通じて出させてもらうことになるんですが、来た段階ですぐに御一報はさせていただきたいと思います。

請求に対して、基本的には迅速に処理するということになるわけですが、審査請求が来た場合に、細かい話になると例えば担当部署に弁明をさせるとかそういった流れも発生しますし、まず基本的なところから個人情報保護の制度とかそういった基本的なところから改めて一度しっかり確認した上で、その上で皆さんから意見を頂くような形になろうかと思っておりますので、今後この審査会において審査請求が来たときは、あらかじめ打合せ的なところも含めながら丁寧に進めさせていただきたいと思っております。

○佐々木会長

審査に当たって審査するほうにミスがあったのではうまくないと思っておりますので、お互いきちんと勉強しながらやっていければと思っております。

それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。本日は皆さん大変御苦労さまでした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年 月 日

委員 _____

委員 _____